

平成24年6月2日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社 Wedding Dreamer  
代表取締役 高柳さおり



## ご 回 答

貴社団法人から当社に対する平成24年5月20日付ご連絡（以下、「本ご連絡」といいます。）に対し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

### 1. 外注商品及び別注品一覧について

貴社団法人は、従来規約案において当社が言及しておりました「外注商品及び別注品一覧」（以下、「一覧表」といいます。）の顧客への交付の有無を含め、顧客への説明方法について説明されるよう求められております。

当社で再度検討いたしましたところ、外注商品及び別注品の内容については当該顧客ごとに異なり、全ての外注商品及び別注品が生じるものではないことから、一律に顧客に対して一覧表を交付することまでは不要と判断いたしましたが、従来どおり、契約申込み時の顧客に対する説明においては、全顧客に対し、一覧表を明示した上で、これに沿って各外注商品及び別注品のキャンセル料について明確に説明し、さらに全顧客につき一覧表交付の希望について確認した上、顧客が希望する場合には、一覧表の写しを交付するという取り扱いとしたいと存じます。

### 2. ※1の補記の削除について

ご指摘どおり、「※1」の補記については取消料一覧表中の②から削除いたします。

以 上